最終更新日：2016年6月30日
インフォテリア株式会社
代表取締役社長 平野 洋一郎
問合せ先：03-5718-1250
証券コード：3853
https://www.infoteria.com/jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、継続的な事業成長を通じて株主、お客様、従業員等の関係者をはじめ、広く社会に貢献する企業となることを経営目標としております。このため、透明性及び健全性の高い企業経営を目指し、会社創立時から社外取締役の招聘等によりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組むとともに、役員・従業員へのコンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置づけ、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行することを基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける5つの「基本原則」を実施しております。

当社は、下記の経営理念の下、企業価値の向上に向けて、業務執行の透明性、公正性及び効率性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組んでおります。

<経営理念>
インフォテリアは、3つの経営理念を基に、世界中に価値を提供する企業となるべく挑戦を続けてまいります。

・発想と挑戦（Challenge for Ideas）
自由闊達な発想と挑戦を尊ぶ。時代をリードするイノベーションは新しい発想から生まれる。その実現のために、リスクを取ることを厭わず、常に新たな可能性に挑戦する。
・世界的視野（Global Perspective）
常に世界市場を視野に入れる。世界的に存在価値のある独自性を持った製品やサービスを提供する。
・幸せの連鎖（Chain of Happiness）
幸せを連鎖させる。自ら幸せを感じる誇りある活動を営むことで、お客様の幸せに貢献し、ひいては社会の進歩発展に寄与する。

第1章＜株主の権利・平等性の確保＞
上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。
また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

・当社は、株主の権利を確保し株主との共同利益を向上させることが、当社の企業価値向上のため重要なことと理解しております。そのため、当社は、すべての株主へ対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、公平かつ適切な情報開示を速やかに行っております。また、株主の権利を確保し株主との共同利益を向上させるため、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制を明確に分離させております。加えて、過半数以上の社外取締役を選任し、意思決定と監督機能の強化を図り、コーポレート・ガバナンスが十分に機能する体制を整備しております。
・株主総会は株主との建設的な対話の場であるとの観点から、より多くの株主が株主総会に出席できる日程への配慮を行い、土曜日開催としております。また、書面(議決権行使書)による議決権行使に加え、インターネットによる議決権行使の手段を確保するなど、株主が議決権を行使しやすい環境を整備しております。さらに、株主が総会付議議案について十分な検討時間を確保できるように招集通知を早期に発送することに努め、速やかにホームページなどに招集通知に記載した情報を開示しております。

第2章＜株主以外のステークホルダーとの適切な協働＞
・上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。
・取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

・当社は、持続的な成長と中期的な企業価値向上のため、株主をはじめ、従業員、顧客、取引先、地域社会のステークホルダーとの協業が必要不可欠であることを認識しております。そのため、社員と経営者とのコミュニケーションの場として「オール・スタッフミーティング」を四半期毎に開催し、社長自らが創業理念、経営理念、経営方針等を社員に伝え、会社としての価値観の浸透を図っております。また、内部通報に係る社内規程を策定し、内部通報があった場合には、通報窓口である顧問弁護士が担当部署へ連絡し、担当部署は監査役へ報告すると同時に、関連部門へ調査・対応策の立案・実施の指示を行うこととしております。内部通報に関する社内規程により通報者が保護されるよう体制を整備しております。
・当社は、顧客、取引先との共存共栄を目指したビジネスモデルを構築し、更なる発展を目指しております。
・CSR活動の一環として「Infoteria Green Activity」と名付けた持続的な社会・自然環境の構築に貢献する活動を推進しております。「Infoteria Green Activity」の第一弾として地方自治体の町有林の保全活動及び国産材使用推進活動を支援しております。

第3章＜適切な情報開示と透明性の確保＞
・上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。
・その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

・当社は、株主をはじめ、従業員、顧客、取引先、地域社会のステークホルダーからの理解を得るために、財務状況・経営戦略等の適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しております。そのため、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される財務情報と非財務情報の開示について、法定開示・適時開示、ホームページによる開示を行っております。また、年2回株主通信を発行し、情報開示に努めております。また、企業ホームページの「分かりやすさ、使いやすさ、情報の多さ」に関して外部機関より高評価を受けており、更に向上する努力を継続的に進めてまいります。
・財務情報の国際的な比較可能性を向上させステークホルダーの利便性を高めるために、第18き有価証券報告書より国際財務報告基準(IFRS)の導入を予定しております。
・当社では、外部会計監査人の適正な監査を確保するため十分な監査日程や監査体制の確保に努めるとともに、外部会計監査人と経営者の面談や監査役会との連携を図っております。

第4章 ＜取締役会等の責務＞
・上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、
(1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
(2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
(3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと
　をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

・当社は、監査役会設置会社を採用し、創業理念・経営理念を踏まえた経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制を分離し、効率的な経営・執行体制の確立を図るとともに、過半数以上の社外取締役を選任し、透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。取締役会に付議する議案の審議に当たっては、事前に前提となる情報収集・分析を適切かつ合理的に行い、また取締役会の事前審議の場として「グループ経営委員会」を開催し、取締役会への付議を諮っております。なお、審議を行う際には自社製品である「Handbook」を活用し、役員間の情報伝達を促し、充実した審議を通じて決議を行っております。また、意思疎通を密に行い迅速な意思決定を行えるように、取締役4名（うち社外取締役3名）を選任し実効性の高い監督体制を構築しております。監査役は4名（うち社外監査役3名)を選任し、取締役の職務執行について有効な監査を実施しております。
・取締役、監査役、執行役員への研修の場として四半期毎に「アドバイザリーボード」を開催し、コーポレート・ガバナンス体制の有効性の検証、市場ニーズの把握等について、弁護士や会計士等の外部有識者の意見を企業経営に取り入れております。

第5章＜株主との対話＞
・上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。
・経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

・当社は、持続的な成長と中期的な企業価値向上のためには、株主と積極的な対話を行うことが重要であると認識しております。そのため、IR体制を整備し、当社の経営戦略や経営状況に対する理解を得るため、株主との対話の場である個人投資家向け説明会に社長が出席しわかりやすく説明しております。株主からの質問に対し、インサイダー情報の漏えいに留意しつつ、その場で社長が回答しております。
・株主総会終了後には、「事業戦略説明会」を開催し、インサイダー情報流出に留意し、社長が株主へ製品や戦略の説明を行い、株主との対話の機会を設けております。
・四半期毎の決算説明会、株主総会の模様はリアルタイム、録画にて配信しており、より多くの株主へ情報提供できるように取り組んでおります。さらに、決算説明会では、メールとツイッターにより受け付けた質問に回答しており、より多くの株主との対話ができるように取り組んでおります。
・これらの活動はIRニュースとして当社ホームページに掲載し、株主等からの意見や質問に対して丁寧な対応を心掛けております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
平野 洋一郎	2,040,000	13.74
北原 淑行	957,200	6.45
日本証券金融株式会社	898,700	6.05
株式会社SBI証券	560,000	3.77
パナソニックインフォメーションシステムズ株式会社	550,000	3.70
株式会社ミロク情報サービス	528,000	3.56
古谷 和雄	240,000	1.62
孫 小蕾	238,900	1.61
マネックス証券株式会社	141,187	0.95
中村 智史	124,800	0.84

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
五味　廣文	他の会社の出身者											
田村　耕太郎	他の会社の出身者											
Annis Uzzaman	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
五味　廣文	○	当社独立役員	五味廣文氏は、金融庁長官をはじめとしてわが国の金融政策に長期間携わった経験、また近年は経営戦略コンサルティング企業のアドバイザーなどの経験から、上場企業のガバナンスや経営に豊富な知見を有しております。今後当社が、上場企業としてさらなるガバナンスの強化、資金調達、国内外への投資などを行うにあたり、重要事項の決定及び業務執行の監督等を行って頂きます。 また、当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、当社から多額の報酬等その他の財産上の利益を受けている事実も存在しないため、十分な独立性が確保されているものと考えており、一般株主と利

			益相反の生じる恐れはないと判断し独立役員として指定しております。
田村　耕太郎	○	当社独立役員	田村耕太郎氏は、現在国立シンガポール大学の兼任教授、米国Milken InstituteのFellowを務めており、過去には在阪メディア企業の経営や国会議員として国政に携わった経験から国内外で政治・経済の分野において幅広いネットワークと知見を有しております。今後当社が、海外において新たな展開を行うにあたり、重要事項の決定及び業務執行の監督等を行って頂きます。 また、当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、当社から多額の報酬等その他の財産上の利益を受けている事実も存在しないため、十分な独立性が確保されているものと考えており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し独立役員として指定しております。
Annis Uzzaman		―――	Anis Uzzaman氏はシリコンバレーに拠点を置くベンチャーキャピタルの代表で、数多くのIT企業への出資と経営指導を通じて培った豊富な経験と幅広い見識を有しております。今後当社が、海外において新たな技術領域に投資を行うにあたり、重要事項の決定及び業務執行の監督等を行って頂きます。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人による会計監査時の往査及び講評に際して、内部監査人とともに臨席し会社の会計状況について説明を受け、意見及び情報交換を行っております。また、内部監査人が、内部監査の実施状況を常勤監査役に通知するとともに、日常的に情報交換を行うことで内部統制組織の監視、牽制を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
赤松　万也	他の会社の出身者													
井上 雄二	他の会社の出身者													
小口　光	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役

e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
赤松　万也	○	当社独立役員	赤松万也氏は、日本電気株式会社での業務を通じて培われた企業人としての幅広い経験と見識に加え、日本電気株式会社での監査役室長、NECソリューションイノベータ株式会社常勤監査役として海外子会社、関連会社を含めた監査の経験と見識を有しており、今後当社が世界展開を行っていく上で、コーポレートガバナンス体制の強化により当社の健全なる経営と成長のために取締役の職務執行に対する監査を行って頂きます。 また、当社の関係会社、大株主、主要な取先等の関係者である事実はなく、当社から多額の報酬等その他の財産上の利益を受けている事実も存在しないため、十分な独立性が確保されているものと考えており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し独立役員として指定しております。
井上 雄二	○	当社独立役員	井上雄二氏は、株式会社リコー本社およびグループ企業経営での業務を通じて培われた企業経営者としての幅広い経験と見識に加え、株式会社リコーにおいて、常任監査役（常勤）として海外子会社、関連会社を含めた監査の経験と見識を有しており、今後当社が世界展開を行っていく上で、当社の健全なる経営と成長のために取締役の職務執行に対する監査を行って頂きます。 　また、当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、当社から多額の報酬等その他の財産上の利益を受けている事実も存在しないため、十分な独立性が確保されているものと考えており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し独立役員として指定しております。
小口　光	○	当社独立役員	小口光氏は、西村あさひ法律事務所において弁護士としての豊富な知識と同法律事務所のベトナム統括パートナーとして日本法人等の海外展開等のアドバイス経験を持ち、今後の海外展開で重要な法律の観点での指導及び、弁護士の立場から当社のコーポレートガバナンス体制の強化、企業価値の向上のために取締役の職務執行に対する監査を行って頂きます。 また、当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、当社から多額の報酬等その他の財産上の利益を受けている事実も存在しないため、十分な独立性が確保されているものと考えており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的としストック・ストックオプション等の制度を導入しております。しかし、提出日現在において過去に付与していたストック・ストックオプション等は全て存在がなくなっておりますが、今後も付与については検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成28年３月期
取締役に対して支払った報酬等の総額 21,197千円（うち社外取締役に対する報酬等の総額 4,800千円）

1．当社は、取締役の使用人分給与はありません。
2．上記の報酬は、株主総会で定められた年額報酬額内で、取締役については取締役会の決議により決定しております。
3．上記には、平成27年６月20日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名（うち社外取締役１名）の在任中の報酬を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会の決議による年額総額内で各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が算定し、取締役会の決議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役及び監査役に配信するメールグループを用い日常的に社内情報を提供することで、社外役員の活動をサポートしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

業務執行の状況
1．取締役会
　経営の重要事項の意思決定機関である取締役会は、定時取締役会が毎月１回、これに加えて必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催しております。なお、コーポレート・ガバナンス強化のために社外取締役は原則２名以上を置く方針であります。（男女別の構成につきましては、男性７名、女性１名であります。）

2．経営会議
　経営会議は、常勤取締役、常勤監査役、執行役員、担当本部長及び担当副本部長で構成されています。また、必要に応じて担当部門長を召集し、具体的な報告を行わせることがあります。日常業務執行における意思決定機関である経営会議は、毎月１回開催しております。なお、当社の執行役員は、業務執行における意思決定の迅速化を図るため、執行役員規程に則り取締役会の承認を得て各事業の執行責任を委譲された者であり、経営会議に参加し、業務執行にあたっての報告および決議事項の速やかな執行を行う義務を負っております。（男女別の構成につきましては、すべて男性であります。）

3．グループ経営委員会
　グループ経営委員会は、経営全般・業務運営に関する重要事項についての審議機関として、常勤取締役、社長が指名したものから構成されております。
　なお、常勤監査役はオブザーバーとして出席し、社外取締役、非常勤監査役は、任意でオブザーバーとして出席いたします。グループ経営委員会において必要と認めたときには、当該案件の担当者を出席させ、その意見を徴することがあります。原則として毎月1回開催しております。

4. アドバイザリーボード
アドバイザリーボードは、取締役会の諮問機関として経営に質する様々な領域に知悉し、長い経験と卓越した知見を有する方々より経営上の助言やグループ経営の健全性・透明性を向上させるとともに、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、取締役会メンバー及び社長が指名した有識者により、原則として四半期に1回開催しております。

5. リスクマネジメント委員会
当社では定時取締役会を毎月1回開催する他、常勤役員及び執行役員で構成する経営会議やリスクマネジメント委員会を毎月1回開催しており、これらの会議体を通じ、業務執行に関して重要な影響を与えうる事項についての情報共有を行うとともにその対応策について教示しております。
また、法律上疑義のある行為等については、外部の専門家に照会したうえで実施の可否につき審議しております。

監査・監督の状況
1. 監査役会
当社は監査役制度を採用しております。取締役の業務執行を監査する機関である監査役会は、定時監査役会が毎月1回、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。各監査役は取締役会に出席し、経営全般に対する監督を行っております。さらに、常勤監査役は経営会議にも出席し、経営全般に対する監査を行っております。
また、会計監査人による会計監査時の往査及び講評に際して、内部監査人とともに臨席し、会社の会計状況について説明を受け、意見及び情報交換を行っております。(男女別の構成につきましては、男性3名、女性1名であります。)

2. 内部監査
内部統制の有効性及び実際の業務執行状況につきましては、経営管理部に属する内部監査担当者が内部監査人として、各部門と連携し必要な内部監査を継続的に実施しております。また、内部監査担当者は、監査役や会計監査人との意見交換等により内部統制の充実を図っております。内部監査の結果は代表取締役社長に報告し、改善すべき事項については被監査部門に通知し、改善状況を確認しております。
なお、経営管理部に対する内部監査は、代表取締役社長の命により社長室が実施しております。

指名、報酬決定の状況
取締役の選任については、グループ経営委員会及び取締役会で審議の上、株主総会に付議しております。
株主総会の決議による年額総額内で各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が算定し、取締役会の決議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

現状の体制の概要と現状のガバナンス体制の選択理由
当社は、社外監査役を含めた監査役による監査体制が業務執行状況の監査機能として有効であると判断し、監査役会設置会社にしております。監査役会は社外監査役3名と社内監査役1名の4名で構成され毎月1回、さらに必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、内部監査担当及び会計監査人と定期的に情報交換を実施しているほか、各監査役は毎回の取締役会に出席し独立性の高い第三者的観点から意見を述べており、意思決定や業務執行に対し適正な監査が確保されているものと考えております。
当社は、創立時から社外取締役の招聘等によりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組むこととし、充分な経験と知識を有した社外取締役が当社の事業及び業界に関する意見及び情報交換を通じ意思決定の妥当性に資することを期待し、取締役4名中3名が社外取締役となっております。
当社は、従業員数100名未満の小規模な組織であり、現状の体制は組織規模に応じた適切なものであると考えております。
以上を理由として、現状のガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避け、6月の中旬に実施するようにしております。平成28年度の定時株主総会は6月18日（土）に開催し、休日に行うことで参加を促しました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使ができる制度を採用しております。
その他	本社近隣の交通の便の良い会場を選定するとともに、招集通知など株主総会関連情報を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーとして、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	東京2回、大阪1回、熊本1回、佐賀1回の年間4回を会場にて開催。 また、四半期毎に年4回をインターネット上で開催。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に年4回をインターネット上で開催。	あり
IR資料のホームページ掲載	https://www.infoteria.com/jp/ir/ において、以下の開示を行っております。（予定含む） 1. インフォテリアとは　2. IRニュース　3. IRライブラリー（有価証券報告書等、決算短信、決算説明会資料）　4. 業務・財務（業績ハイライト、財務状況、キャッシュフローの状況、配当状況）　5. 株主向け情報（株式情報、株価情報、電子広告、株主総会、株主通信、配当情報、個人投資家向け説明会）　など	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社では、適時開示については経営管理部が、ウェブサイトなどによる情報開示、投資家向け説明会などについては社長室及びマーケティング本部がそれぞれ担当し、定期的及び随時開催する情報開示ミーティングにて集約してまいります。	
その他	IRメールマガジンの配信・スケジュールやホームページ更新情報の電子メール配信	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSRとして、https://www.infoteria.com/jp/company/csr/ において、以下の開示を行っております。 1. 社長メッセージ　2. インフォテリアのCSR　3. 内部統制システムに関する事項　4. 多様ニーズへの対応（子育て支援、サバティカル休暇）　5. 社会貢献への取り組み（チャリティマラソンへの参加、スタートアップ支援）　6. 環境活動への取り組み（ペーパレスの推進、グリーンジェネレーションへの参加）　など
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	自社サイトにおける情報開示を通じて、広くステークホルダーに対して情報提供を行っております。また、IRポリシーを策定しております。（https://www.infoteria.com/jp/ir/policy/）

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の基本的な考え方及び内部統制システム構築に関する体制及び整備状況は下記になります。

1．基本方針策定に当たっての考え方

当社は、「発想と挑戦」、「世界的視野」、「幸せの連鎖」という3つの経営理念を基に、世界中に価値を提供する企業となるべく挑戦を続けています。当社は、この経営理念の下、企業価値の向上に向けて、業務執行の透明性、公正性及び効率性を確保し、コーポレート・ガバナンスを充実させ、実効性のある内部統制システムを整備するため、次のとおり基本方針を定めるものとします。

2．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)コンプライアンス体制に係る規程を整備し、取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。また、その徹底を図るため、コンプライアンスの教育等を行い、内部統制部門がコンプライアンスの状況を監査します。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告するものとします。

(2)当社は、社外取締役の招聘により、取締役会の経営監視機能を強化し、経営の透明性と公正性の確保を図っております。

(3)当社取締役会の諮問機関としてアドバイザリーボードを設置し、社外有識者から様々な助言・提言を頂き、それらを当社グループの経営全般に役立てています。

(4)当社における法令違反行為の通報に関する規程を定め、社内外に通報窓口を設置しております。また、通報を行ったことを理由として、通報者に不利益な取り扱いは行わないものとします。

(5)反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たないものとし、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をすることとしております。

3．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会その他の重要な会議の議事録、取締役の職務執行に係る文書等の記録については、法令及び社内規程に基づいて保存し管理しております。

4．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)事業活動に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部門において対応するとともに、必要に応じて全社的な意思決定機関で審議しております。主管部門は、事業に関連する他の部門を交えて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図るものとします。

(2)新たに生じた重要なリスクについては、適時に取締役会を開催し、すみやかに対応責任者を定めるものとします。

(3)内部統制部門は、組織横断的なリスクの状況把握、監視を行い、定期的に代表取締役に対してリスク管理に関する事項を報告するものとしております。

5．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役会の運営に関する規程を定め、原則として毎月開催する他、必要に応じて機動的に開催することとしております。

(2)取締役会の決議により、一定分野の業務執行を担当する執行役員を選任しております。執行役員は、取締役会で決定した当社の方針及び代表取締役の指示の下に業務を執行します。

(3)取締役会は、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等に基づいて各担当取締役の担当を明確化するとともに、事業計画において取締役、使用人が共有する目標を定め、この浸透を図るとともに目標達成のために各部門の具体的目標及び効率的な目標達成の方法を定めております。また、取締役会は、目標の達成程度の評価を通じて、執行状況を監督することとしております。

(4)業務執行に関する意思統一を図るため、グループ経営委員会及び経営会議をおき、各々原則として毎月１回開催することとしております。

(5)ITの適切な利用を通じて経営の効率化とリスク管理の両立を図っております。

6．財務報告の信頼性を確保するための体制

(1)適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理規程等を定め、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図っております。

(2)財務報告に係る業務プロセスは、各部門による整備・運用状況の自己点検の他、内部監査部門によるモニタリングを通じて適切な内部統制の維持を図っています。

7．企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)グループ各社の事業に関して責任者を任命し、任命された責任者は、それぞれの職務分担に従い、法令順守体制、リスク管理体制を構築し、グループ会社の経営管理を実施します。

(2)取締役及び使用人の子会社へ派遣を通じ、子会社において適切な内部統制システムの構築を図っております。

(3)子会社の管理は、子会社の自主性を尊重しつつ、経営上の重要な事項については、事前の報告を義務づけ、当社と子会社で協議しております。このうち、一定の事項については、取締役会の付議事項としております。また、経営内容を把握するため定期的な報告を求めています。

(4)グループ各社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らして適切なものとします。

8．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1)内部統制部門所属の使用人が監査役の職務を補助するとともに、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する使用人として適切な人材を配置することとしております。

(2)監査役に必要な命令を受けた使用人は、その命令を誠実に履行するものとし、取締役その他の指揮命令を受けないものとしております。

(3)監査役の職務を補助する使用人の人事異動については、監査役会の意見を尊重し決定するものとします。

9．当社及び当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

(1)当社及び当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、当社及び当社グループにおける重大な法令・定款違反、不正行為、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、直ちに監査役に報告することとしております。

(2)監査役への報告は、誠実に漏れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて必要な都度遅滞なく行うこととしております。

(3)当社及び当社グループの取締役、執行役員、使用人及び業務を執行する者は、監査役が業務執行に関する事項の報告を求めた時には、これに協力するものとします。

(4)監査役に報告を行ったことを理由として、報告者に不利益な取り扱いは行わないものとします。

(5)監査役は、内部監査担当及び会計監査人と定期的に情報交換を実施するほか、監査役会に取締役の出席を求め、取締役の業務執行状況について報告を受けております。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもち、取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境の整備をすることとしております。

(2)監査役は、取締役会に加えて経営会議等の重要な会議にも出席し、必要に応じて意見を述べることとしております。

(3)監査役が、その職務の執行について費用の前払等を請求した場合は、会社は、監査役の職務の執行に必要でないと認められるときを除き、これを拒否しないこととしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力と関係をもつことは企業価値を著しく減じることになり、また、反社会的勢力との関係を遮断することは社会的責任を果たす上からも重要であると考えております。

このため、反社会的勢力とは、取引関係も含めて一切の関係をもたず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる旨内部統制に係る基本方針に定めております。

・反社会的勢力排除に向けた整備状況

1）反社会的勢力に対する対応部門として経営管理部が統括部署となり、社長室と連携を取りながら、随時、関係行政機関や顧問弁護士と相談、助言、指導を受ける体制で臨みます。

2）反社会的勢力の経営活動への関与を防止するため、取引先については原則として民間の調査機関を通じて反社会的勢力との関係が無いことを調査しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

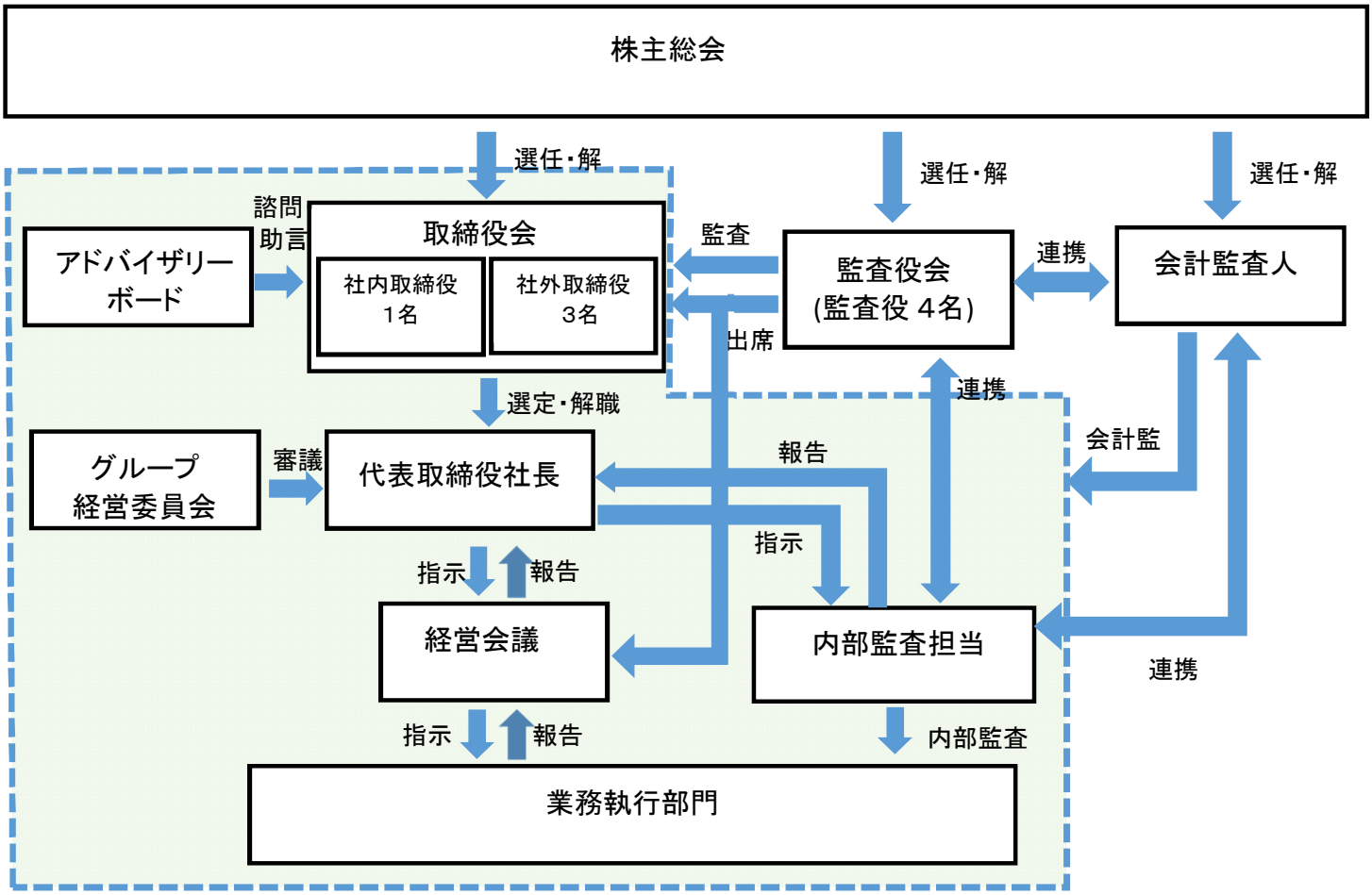
株主総会
選任・解
選任・解
選任・解
諮問
助言
アドバイザリー
ボード
取締役会
社内取締役
1名
社外取締役
3名
監査
監査役会
(監査役 4名)
連携
会計監査人
出席
連携
選定・解職
会計監
グループ
経営委員会
審議
代表取締役社長
報告
指示
指示
報告
経営会議
内部監査担当
連携
指示
報告
内部監査
業務執行部門

（適時開示体制についての模式図）

